

社会福祉法人八康会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八康会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額及び職員旅費規程に基づく旅費を支給する。
- (2) 役員等が法人業務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づく旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行し、平成29年度支給分から適用する。

別表 役員等の報酬

(1) 評議員

- ・ 評議員会への出席 日額 5,000円
- ・ 上記の他、法人業務のための出勤 日額 5,000円

(2) 理事

- ・ 理事会等会議への出席 日額 5,000円
- ・ 上記の他、法人業務のための出勤 日額 5,000円

(3) 監事

- ・ 監事監査、理事会等会議への出席 日額 5,000円
- ・ 上記の他、法人業務のための出勤 日額 5,000円